平成２８年（フ）第３００２号
東京都足立区西保木間３丁目９－14－102
債務者　上野山紗耶香（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３００４号
千葉県柏市北柏２丁目１－４－601
債務者　大内　一義
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３００５号
東京都品川区旗の台３丁目11－９－202
債務者　塩谷　昌美（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３００６号
東京都足立区辰沼２丁目18－18－1305
債務者　内田　亮介
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８号
静岡市清水区中之郷１丁目10番14号
債務者　杉山　敦子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９４号
静岡市葵区瀬名中央１丁目12番21号　塩澤ハイツＡ－201
債務者　池谷さつき
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３号
北海道紋別市南が丘町３丁目16番26号
債務者　河野　大地
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第９５号
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の１　市営鷺の宮団地栩２－106、前住所静岡県浜松市東区笠井新田町693番地の10
債務者　野沢　京子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目12番21－401号　イトーピア海老塚センチュリーコート
債務者　大山宇多子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
静岡県浜松市北区初生町1179番地の２　フラッツローゼローズハウス１－101、旧住所静岡県浜松市中区高丘東４丁目38番22号
債務者　鈴木　尚美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
栃木県那須郡那珂川町馬頭710番地１　町営大宝地住宅　Ｂ－103
債務者　市村明日香（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６２号
栃木県鹿沼市西鹿沼町207番地１　リバーサイドヴィラⅢ　201、前住所栃木県鹿沼市下武子町54番地９
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６９号
栃木県宇都宮市松風台1159番地188
債務者　橋本　茂夫
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７０号
栃木県宇都宮市松風台1159番地188
債務者　橋本　弘子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１２号
岡山市中区原尾島４丁目９番５号グランドハイツ西崎Ａ棟201号
債務者　柿原　正司
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部